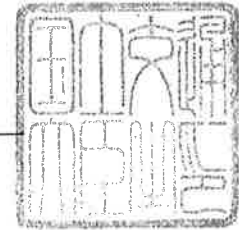


国海員第150号
平成29年8月23日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第287号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
井本商運株式会社	兵庫県神戸市中央区浪花町59番地
株式会社サンマンヨシ	岡山県笠岡市新横島578番地6
神原タグマリンサービス株式会社	広島県福山市沼隅町大字常石1083番地